平成30年度第４回　大阪府青少年健全育成審議会特別部会　議事概要

■日　時　　平成30年９月12日（水）午後２時～４時50分

■場　所　　大阪府新別館北館１階　防災スペース４

■出席者　　角野委員、松風委員、曽我部委員、園田委員（部会長）、八山委員（五十音順）

■内　容

　　　ただいまから、平成30年度第４回大阪府青少年健全育成審議会特別部会を開催させていただきます。委員の皆様方には、お忙しい中、ご足労いただき有難うございます。

本日、ご出席の特別部会の委員は７名中、５名の出席をいただいておりますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。本日の配布資料については、次第、配席表、委員名簿、資料１から３、その他参考資料と、ピンクのファイルに前回までの資料を綴じたものをお配りさせていただいています。資料は、おそろいでしょうか。

本日は、後半の議題２において大阪私学情報化研究会の米田副会長から私学の取組について、お話をいただくことにしています。それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。この後の進行につきましては、園田部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いします

部会長　はい、よろしくお願いします。前回は、SNS事業者を招いて、SNS上の実態と事業者の取組についてお話をいただき、事業者等への規制の限界や自主規制の可能性等について議論をいただきました。その後、大阪府の各機関から被害防止に向けた取組をご報告いただいて、教育・啓発等のあり方について、長時間議論いただきました。前回でかなり整理できましたが、今日は後半に、私学の取組をお話いただく予定にしています。

前半は、法的観点からの議論をしていきたいと思います。まずは、広い観点から、自画撮り被害以外の部分の青少年の性的搾取について、法的な観点から規制が可能かどうか、また、技術的に規制が可能であるならば、規制が必要なのかどうかを議論し、その後、自画撮り被害に関しても議論していきたいと思います。まずは、おさらいの意味も含めて、資料の説明を事務局からお願いします。

事務局説明　・資料１の№１「自画撮り被害以外の行為」に対する論点整理

部会長　どうもありがとうございました。なかなか複雑で、色々な問題が入ってますが、まずは類型1から6までの問題について、どこからでも結構ですのでご意見あるいはご質問等あれば、まず出していただいて議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委　員　出会い系サイト規制法の改正資料の8ページですが、「このような書き込みは禁止されています」として、1から4とありますが、５の異性交際を求める書き込みは処罰の対象とはならないということですか？

委　員　禁止はされていますが、罰則規定がないだけだと思います。対償供与が伴う場合は罰則つきで禁止されていて、対償供与がない場合は罰則なしで禁止だけされています。

委　員　例えば、インスタグラムに中学生が彼氏募集と異性交際を求める書き込みをすることは結構よく見受けられると思いますが、禁止対象ということですか。

事務局　出会い系サイトを利用してそういった書き込みをした場合のみが対象となります。

部会長　出会い系サイトに異性交際を求める書き込みをすることは、現行法では罰則がないけれども原則、違法であるということで、対償供与が加わってくると罰則が科されるということです。ただし、これは出会い系サイトに書き込んだ場合のみが対象となるので、例えばツイッターやフェイスブック等のコミュニティサイトにそのような書き込みをしても処罰されないということです。現行の出会い系サイト規制法では、コミュニティサイトに対償供与を示して児童買春の申し込みをした場合は禁止の対象にもなっていないが、この部分をどうするかという議論になります。

それから、自画撮り要求というのはLINEやツイッターに「児童ポルノ送ってくれ」とか脅迫して送らせるという場合、「送ってくれ」と要求する行為だけで処罰されることになるので、少し広がることになります。

委　員　例えばSNSやインターネットにこういう書き込みをする行為に対して、地域性のある大阪府の条例で規制できるのかという問題がストレートに出てくると思いますが、例えば、書き込まれた文言自体に地理的な限定がある場合とか、あるいはプロフィール欄に地理的な表示がある場合に限定するとか、そういう何らかの限定をする必要があります。

何も限定しなかった場合は、大阪府以外の在住者が書き込んだ時にはどうなるのかといった問題があり、規制がかなり抽象的になってしまいます。たまたま大阪府内にいた時にそういった書き込みをして処罰対象になってしまうのは、やはり適当ではないと思います。インターネット上の行為に対する規制は、今まで問題となってきたことがストレートに問題になるので、何らかの限定をかけていく事ができるのかどうかというあたりが問題になると思います。

資料の類型４番は、着用済み下着だとなかなか性的な目的以外で買おうという人は少ないと思いますが、現在、例えば、メルカリや色んなところで個人間の売買が盛んになっていて、これを下着というのを外して衣服全般にすると、普通に行われている個人間売買とかなり接近してきて正常な個人間売買の妨げになる恐れがありますので、そのあたりは注意が必要と思います。靴や衣服は普通に売買されていますので。

それから、６番は自画撮り被害に関連していて、例えば罰則を設けず禁止規定だけを設けると考えた場合に、児童ポルノに限らず水着や下着など広く禁止規定を置くということは出来ると思います。ただし、罰則をかける場合は定義について工夫が必要だと思います。

それと、今回は直接関係ないかもしれませんが民法が改正になって、18歳成人になりますが、今まで淫行規定のところで女子は16歳の高校生年代で結婚ができるので淫行規定は成り立たないという議論もあったと思いますので、今般の民法改正で何らかの形で影響があるのかなという気もしているので、留意すべきだと思っています。

部会長　着用済み下着の買受等の勧誘行為の禁止は、メルカリのようなSNS上のやりとりも念頭にあるのですか。全国に発信できるような公開領域での書き込みに対して。

事務局　SNS上でのやりとりで売買が成立した場合も対象です。通常は、広く公開領域でお互いに募集していて、送付先や値段交渉等の具体的なやりとりは非公開領域で個人間のやりとりに移行するようです。

委　員　その場合、書き込んだ地点の条例を適用しているのか、送付先の条例を適用しているのか。

事務局　　事例によって個別に精査して、どの地域の条例を適用するのか、個別精査となります。

委　員　いろんな事例を考えると、今のように難しい事例がありますが、ただそういう事例が一部に生じるからと言って何か体制に影響があるようなことは必ずしも限らないような気もします。そういう視点で考えると別のやりとりがある時点でリアルなものに移行する場合は条例でもあり得ると思います。勧誘系の場合は微妙なものがありますが、最後は有体物が移動するので、その地域の条例を適用するという事例があり得るとは思いますが、勧誘系の類型１や２は、勧誘文言を書き込めば成立するわけですよね、そうすると大阪と何の関係がないものも対象になってしまうので、そのあたりがより問題になってくると思います。

５の場合は被害児童が大阪在住で援助交際の相手を募集する文言をSNSに書き込みをする段階では全く地理的な要因はないので、これまでインターネット上の規制は条例ではなじまないと言ってきた話がそのまま当てはまります。一方、自画撮りの場合は被害児童がいて、一対一で要求をするということなので、その被害児童が大阪にいるのか否かという地理的な要因が発生するので、事情が違ってくる。その辺の区別があると思います。

事務局　ネット上の公開領域でこういう書き込みをした場合は、誰に対して書き込みをしているのかわからないので、規制対象にするのは難しいと思いますが、非公開領域で個人間のやりとりになった場合はいかがでしょうか。

委　員　自画撮りの場合と同様で特定の相手に要求する場合は規制できると思います。

事務局　東京都等の場合は、拒まれたにもかかわらず当該青少年にかかる児童ポルノを要求してはならない等とありますので、一般的に広く掲示板で呼びかける行為は処罰対象とはしていないと思います。あくまで個別のやり取りの中での要求行為を処罰対象としていると思います。

委　員　なかなか難しいですが、大阪府青少年健全育成条例は誰を守るためにあるのかというところが明確ではないかと。基本的には大阪に在住する青少年を守るという前提で考えていかないといけないと思います。それから、前回からの議論で、青少年が自発的に性的画像を売り込んだり援助交際を求める書き込みをすることに対して、青少年は心身ともに未熟だから保護すべき対象であるため、処罰対象にすべきではないという議論がありましたが、私はぐ犯行為にあたるとして規制対象にしてもよいと思います。ただ罰則は除外して、当該青少年の保護や健全育成を目的として青少年に対しても禁止行為の対象にすればよいと思います。

部会長　　勧誘する大人側への規制はいかがですか。

委　員　　現行法で行為そのものを処罰対象としている児童買春や児童ポルノについては、威迫・欺罔等がなくて要求する行為についても規制すべきだと思います。

委　員　　児童がいて、大人がいてSNSが介在して、そのような行為が成立するわけなので、法的に可能であれば、SNSに対しても出会い系サイトと同じように規制すべきではないかと思います。ただその際に、健全な出会いを求める書き込みも相当数あるだろうから、その区別は難しいだろうとは思いますが、自画撮り被害のように性的搾取につながる行為に対しては、社会に警鐘を鳴らすメッセージとしても明確に打ち出すべきだと思います。そうしないと保護者にも青少年にもその危険性が伝わらないと思いますので、罰則の有る無しに関わらず明確なメッセージは必要だと思います。

委　員　資料№１の類型に示されている要求行為が特定人間のやりとりであれば規制は可能だと思います。広く一般に向けて書き込んでいるものに対して条例による規制を置くことは難しいと思います。この資料に掲載されている行為については青少年にとって有害性はありますが、要保護性はないでしょうし、条例による規制になじむのかといった問題や特に４番ですが正常な行為との区別が困難であって正常な行為に波及しそうな問題がないのかという点を考慮しないといけないと思います。５番は特定人とのやりとりであれば規制もあり得ると思います。

委　員　出会い系サイト規制法の誘因行為の禁止は広いでしょう。そういうものを前例にして条例で規制していくのはどうなのかなという気がします。例えば第６条５号は広く異性交際を求める書き込みを禁止しています。

委　員　出会い系サイト規制法は、そもそも青少年の利用を禁止しているので、青少年の純粋な交際にかかる書き込みもなされないという前提があるので、踏み込んだ規制を置くことができると思います。ですので、健全な行為と不健全な行為の区別問題は出会い系サイトでは発生しないと言えます。

事務局　では、青少年にもその利用が認められているコミュニティサイト（SNS）における不健全交際を求める書き込みに対しては、規制は難しいでしょうか。

委　員　いや、法律であればSNS上でも対償を供与して交際相手を探すという行為は、やはり青少年にとって有害な行為であると思うので、それを禁止するということは立法政策としてあり得るとは思いますが、広く一般に呼びかける時点で条例にはなじまないと思います。

委　員　一般に公開領域で広く働きかける部分にはなじまないということはよくわかりますが、サイバーパトロール等でキャッチするという時にどの時点でキャッチするかということに関わってくると思います。特定の個人間のやりとりに移行する前の公開領域での書き込みに対して何もしないということでは、青少年の健全育成の観点からは不十分ではないかと思います。

委　員　それはおっしゃる通りだと思います。先ほど申し上げたとおり、特定の相手との間で一定の行為を要求するのは自画撮り要求と同じ構造なので可能だと思います。

委　員　例えば、現行では青少年から自画撮り画像を送るようしつこく要求されていると相談があった場合は、警察はどのように対応しているのですか。

少年課　　場合によっては刑法の脅迫や強要を検討するかもしれません。

委　員　　強要等がなくて、懇願された場合はどうされてますか。相談には乗っているのですか。

少年課　　相談には乗っています。場合によってはストーカー規制法等を検討する場合もあります。何かの現行法令を使って警告等をすることが考えられます。

事務局　　今、ご議論いただく中で、類型１や２、５については特定の人とのやりとりであれば規制することは可能と整理いただきましたが、ここに罰則を付けることは可能でしょうか。また、類型３についてはいかがでしょうか。

委　員　　類型３についても対償供与を要件にすれば規制は可能だと思います。出会い系サイト規制法の文言を参考にすれば可能は可能だと思います。ただ、対償供与という限定は必要だと思います。

委　員　　しかし、私は実効性の面で非常に疑問に思う。例えば、大人側から「自分の娘の素行に悩んでいて娘と同世代の意見を聞きたい、相談に乗ってほしい。相談料として１時間５千円払うから直接会いませんか」という書き込みを異性交際とするのかどうか。実際はわいせつ目的である場合もあるだろうし、抜け道がたくさんあって実効性があるのかと疑問に感じます。

委　員　個人的には実効性がゼロでなければ規制を設ける意味があるのではないかと思います。実効性が十分でないにしても、規制は置いた方がいいのではないかと思います。類型１と２に罰則をつけるかどうかという点に関しては、青少年の健全育成の観点からということであれば、条例なので地域の限定はついてきますが、広く青少年にそういった書き込みをすることに禁止規定を置くことはおかしくないと思います。罰則をつけるとなると構成要件の問題がありますので、かなり難しいと思います。禁止規定を置くとしても特定の人とのやりとりなどある程度限定する必要があると思います。

部会長　　はい。有難うございます。かなり整理できてきたと思いますので、次の№2の自画撮り被害に関する議論に移りたいと思います。事務局、資料の説明をお願いします。

事務局説明　・資料１の№２「自画撮り被害」に対する論点整理

部会長　　　有難うございました。これについてご意見いかがでしょうか。

委　員　　例えば兵庫県の条例を見ますと、淫行規定に関して「何人も青少年に淫行してはならない」という形で全体的に禁止規定があって、自画撮りに関しても「何人も児童ポルノを要求してはならない」としていますが、大阪府の場合は第39条で利益供与であったり威迫、困惑等の場合のみを禁止している。淫行規定で様々に制限をかけている中で、自画撮りの方を全面的に禁止するのは比較考慮するとアンバランスではないかという気がします。個人的には39条の方をもう少し制限を緩くして、広く禁止規定を置いた上で罰則も検討すればいいのではないかと思うのですが、この39条との均衡を考えると威迫等の制限を置かずに広く禁止規定を置くのはいかがなものかと気になります。

委　員　その点に関しては、私は、直接に比較可能なのかなと思う部分が一方であり、他方で、淫行を行うことと自画撮り画像を要求することは罰則の重さが違いますので、そういう意味では均衡を問題にするにしても罰則の面で均衡は図られるという見方もできるかもしれないという気がしています。

自画撮りの件は、一つは既存の法律との関係でいたずらに複雑な関係性になってしまうのは望ましくないという観点と他方で、隙間がある問題、特に困惑の場合は法律では対応できていない隙間の部分ではないかという問題。それから、判例に関しては最高裁の判断ではなくてあくまで下級審の判断にすぎないので、法律の解釈についても不安定な状況にある中で条例として明確な規律を設けるかどうかという観点があるのかなと思います。

更に、他府県は児童ポルノに該当する自画撮り要求を規制していますが、これに関して一つは児童ポルノだけでいいのかという問題、上半身が下着姿の写真は児童ポルノに該当するかどうか、もちろん児童ポルノに読み込むという解釈も不可能ではないかもしれないですが、水着であれば児童ポルノには該当しない可能性が高まってくる。ただ、水着姿が拡散してもそんなに問題ではないのかなと思いますが、その辺りで児童ポルノに限定するのかどうかという観点があります。

それから、大阪府固有の問題として「子どもの性的虐待の記録」との関係をどう整理するかという問題があります。児童ポルノと子どもの性的虐待の記録が併存するということは望ましくないと思いますので、どちらかに統一することが必要ではないかと思います。

少なくとも要求行為は禁止するという規定を置いてもいいような気はしますが、罰則についてはどちらでも良いといいますか、両方あり得ると思います。多分、要求行為は大人が要求する場合もありますが、ある種、いじめのような形で青少年同士で拡散してしまうケースも多くあるように思いますので、いきなり罰則規定だけを置くのではなくて、禁止行為とその中で悪質な行為については罰則をつけるという２段階の立て付けの方がいいのではないかという気がします。

委　員　　一つだけ気になったのが、13歳未満で区切ってしまうこと。これは出来るだけ避けた方がいいと思います。中学生でもまだまだ判断能力が未熟なので、13歳で年齢を区切る必要はないと思います。ただ、送信前の段階で、大人に対しては性的画像を要求する行為は悪いということ、青少年に対しては送信する必要はないということを明確に打ち出す必要はあると思います。そういう規制があった方が子供たちには指導しやすいということは事実ありますので、一つ目と二つ目の網掛けについては法的に可能であれば出来る限りの規制を隙間のないように設けてほしいと思います。

委　員　　私は複雑にしない方がいいと思いますので、何人に対しても禁止規定を置けばいいと思います。子供たち同士のやりとりでもいじめにつながる場合もあるでしょうし、欺罔等の判断基準があいまいな部分がありますので、限定して規制するよりかは広く禁止する方がよいと思います。罰則規定については重篤性をどこに置くのかということになるのだろうと思います。

部会長　　今までの議論を整理しますと、禁止規定を置くことについては統一の見解をみたのかなと思います。罰則を置くかどうかは別として、好ましくない行為であるため禁止するという方向で大方の見解だと思いますが、いかがでしょうか。

　　　　　（異議なし）

事務局　　その場合、44条の子どもの性的虐待の記録の定義を残したまま、児童ポルノの要求行為を規制する条文を入れることは、やはり好ましくないのでしょうか。

委　員　　違う定義が併存している条例は他にもありますが、美しさの問題で望ましくないのですが、条例の効果が無効になるというわけではありません。罰則が両方にあった場合は両者の関係が複雑になりますが、44条は努力義務なので、そういう意味ではそんなに大きな混乱はないかもしれません。ただ、先ほどからの議論でいきますと努力義務と禁止規定が併存することになりますので、結論としては非常に望ましくない。条例全体として何を求めているのかが非常に不明確になると思います。

委　員　　少し乱暴な意見ですが、大人から青少年に要求する場合は、どのような目的であろうと罰則の対象にすればよいと思うのですが、いかがでしょうか。威迫や欺罔等に限定することは非常に難しいと思いますので、全て罰則の対象にしてしまう。

委　員　　他府県はそこまで罰則をかけることは過剰な規制という判断だったと思います。例えば、大学生が交際中の高校生に要求した場合も処罰対象になってしまいますので、それでは広すぎるという判断から限定をつけているのだと思います。

　　　　　自画撮り規制に関して罰則を付けるのであれば、児童ポルノの定義を使わなければならないと思いますし、一般的な禁止規定を置く場合も児童ポルノの定義を使わないといけないのではないでしょうか。

部会長　　皆さん、有難うございます。様々なご意見を出していただきましたので、かなり整理ができたと思います。今日はまだ結論を決めるわけではございませんので、また引き続いて議論を深めていきたいと思います。続いて次の議題の教育・啓発のあり方について、議論していきたいと思います。

　　　　　　前回の続きとしまして、本日は大阪私学情報化研究会の米田副会長にお越しいただいて、私学の取組についてお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

大阪私学情報化研究会　　関西学院千里国際中・高等部の米田と申します。私は、本校の校長が会長を務めている大阪私学教育情報化研究会として10年ほど活動しています。府立高校にも情報科研究会がありまして、そこでも私学から一人幹事の役を仰せつかっていまして、色々と情報共有しながら活動しています。公立は情報科の科は、科目の科ですが、私学は情報化となります。いわゆる教育の情報化ということを考える研究会です。

当初は、この情報の免許を取れる教諭が理科と数学と家庭科に限られていました。私は本校では社会科を教えていますが、その中で、教科横断的に現代社会とかそういう中で、ネットとＩＣＴのモラル教育的な部分を取り込みながら、情報の先生とコラボしながら学内では取組んでいます。

この私学教育情報化研究会というのは、教育のICT化ということで、デジタル教材勉強会を年に3～4回やってます。教科書とか教材をデジタル化するとなれば、そこに著作権の問題が出てきますが、その著作権も今年、法律が変わりましたので、そういう意味でどんどん電子化が進むにあたって、そのあたりをどのように適切に使うかという問題も出てきます。

この数年、キーになるのがアクティブラーニングということで、本研究会でもやはり生徒主体なのでアクティブラーナーをいかに育てるかということがポイントになるので、基本は生徒たちが50分の授業中、いかに自分の脳がうまく働いたか、1人でも2人でも3人でもグループワークでもペアーワークでもいいと思いますが、いかに50分間がアクティブにラーナーとして、過ごすことができたかというところで様々に取組んでいます。

もう一つがここのLICTというところに、実はモラルという項目を入れておりまして、論理的思考力をいかに養っていくかということを考えていく。ここの中にモラルとかセキュリティを本研究会では位置づけていて、大阪府のスマホサミットや高校生ICTカンファレンスなどをこの研究会としても参加して、そこにどんどん生徒たちが自分のやってきたプロセスを入れていって高校3年間の自分の学びをいかに可視化するかということで、最終的には一枚のポートフォリオにしていく。

もともとは、この研究会と府の情報化研究会の皆さんとで一緒に立ち上げて2005年ぐらいから取り組んでいるのですが、安心ネットづくり促進協議会とモバイルコンテンツ審査監視機構（EMA）と一緒に教材を作成するということもしておりますて、その教材作成のあたりから、やっぱり、これは高校生達が自ら考えて作りあげた方がその効果は高いということになりまして、2011年にこの高校生ICTカンファレンスが立ち上がりました。

簡単に言いますとネット利用に関して、いろいろと議論をしてまとめていく。そのOBやOGが色々研修を含めて、当日の進行やファシリテーターをしていくという形になってきています。ここには、総務省近畿総合通信局さんや文部科学省さんの方も色々来ていただいて講評や講演という形をしていただいています。

あと、授業公開キャラバンといいまして、これはいろんな学校の授業で公立も含めていろんな授業を見に行こうということで、お互いに研究会どうしでコラボして定期的に授業を見て、その後、意見交換をしてより良い授業づくりをしていこうというようなことにも取り組んでいます。

この研究会は、情報化ということですので、教科情報にとらわれず、いろんな教科のことで教育の情報化ということについても取り組んでいくことが出来ます。あとは、やっぱり主体をできるだけ今、高校生達におきたいということをこの数年考えているので、できるだけ高校生が主体的に動けるようにということをテーマにしています。

今年も泉大津市教育委員会から声をかけていただいて、泉大津スマホサミットに、高校生たちが広く何人かファシリテーターとして参加してきました。その他、寝屋川市教育委員会やPTAの講演会、地元の中学校の出前授業的なことも、高校生たちの都合がつけば、異年齢や地域の皆さんとネットモラルをテーマに交流を図っています。その際には、事業者の教材等を活用して、時には一緒に作ったりもしてワークショップ形式や授業形式で行っています。時にはアメリカの高校生たちと英語でディスカッションしながらスマホの問題を考えることもしています。直近はGoogleさんとのコラボでwebレンジャーという取組やセミナーを共催でしたりもしています。

高校生ICTカンファレンスですが、今年度は大阪では9月9日に実施しました。今年度のテーマは「社会で活躍するためのICT活用を～18歳成人化を控えて～」ということにして、主催は安心ネットづくり促進協議会と草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会と本研究会。共催という形で内閣府、文科省、総務省、消費者庁というのが共催でついてます。警察庁にも共催をお願いしていて、今後はもっと開催地域を増やして警察庁にも協力いただけるようにしたいと考えています。

大阪スマホサミットでは、本番のサミットまでにワークショップを3回開催していて、本来はその形が一番いいと思いますが、なかなか日程的に厳しいので１日でミニ講演やワークショップと発表をしています。それからテーマ的にも全国的に同じテーマでやっていきますので、高校生ICTカンファレンスというのは、基本的に1日で終わるというコンセプトのもとでやっています。その中から1人代表を選んで、その1人が全国から東京に集まってきてサミットを開きまして、今年は11月3日になりますが、11月3日に全国17箇所プラス沖縄と福井県も独自にされていて、テーマが全国テーマと似ている時には東京で開催するサミットにも参加していただくという形になって、全国から19人が集まってきて、19人でもう一度同じテーマで話し合います。

そこでまとまった意見を19人の中から代表を2、3人選んで、その代表が12月に内閣府や各省庁を訪問して高校生の発表を聞いていただいています。これがICTカンファレンスの大きな流れになります。

今年は、例えば18歳成人化というのが大人としての権利とか責任が出てくるという話から、その中で活躍というキーワードをとって、具体的にどのようなICTの活用方法があるのか等という議論をします。結構、地域によって全然色が違っていて、地域による色んな展開もでてきます。最終的にはグループで3分間ぐらいずつプレゼンをしていって、皆で聞くという形で最後にはご講評をいただいております。高校生ICTカンファレンスの最終的には提言という形にして、高校生の代表者２名が内閣府、文科省、総務省等の各省庁に実際に行ってプレゼンをさせていただいています。以上がだいたいの項目になりますが、また何かありましたら、よろしくお願いします。

部会長　　有難うございます。続いて、事務局から論点の資料説明をお願いします。

事務局説明　　資料３　教育・啓発等のあり方、コミュニティサイト対策にかかる論点を説明

部会長　はい、有難うございます。これについていかがですか。ご質問やご意見はございますか。

委　員　　青少年が児童ポルノ製造罪の共犯等となる判例があることを周知していくべきかという論点に関して考えていたのですが、確かにそういう判例があるのは事実でしょうが、そのことを特段周知する必要があるのかは疑問です。それよりもこのような危険が潜んでいるよということを、より周知していくべきではないかと思います。

委　員　　今の点については全く同感で、殊更に犯罪になりますよと強調するよりは、実際、こういう危険があるということを周知した方がいいのではないかと思います。あとは、3番の大人への働きかけについては、「啓発」の問題なのかという感覚があります。この種の啓発をわざわざ予算を使ってする必要はないのではないかと思います。

後は、国への働きかけですが、青少年インターネット環境整備法のフィルタリング義務付けについては、これは一つの考え方で、これはもともと法の検討段階でもやっぱりフィルタリングというのはあくまで任意なので選択肢があってもいいという議論や視点は、かなり初期の頃からありました。ただ、その考え方自体が非常にいろんな異論もありうるところですけれども、ただ検討に関わった方々の間ではかなり共有されていて、当時の総務省の報告書でもそういう点はかなり強調されていたので、この法律の基本思想に関わる論点だと思います。他方で有害図書類制度は選択肢は当然ないので、それを考えると義務化というのももちろん一つの主張だと思いますので、国に働きかけをされることについては十分有り得ることだとは思います。

それから、相談体制ですがこれは重要だと思います。以前、ICTカンファレンスに参加させていただいた時に思ったのですが、高校生にとっても性的被害というのは身近ではないことで、いじめとか既読スルーとかで人間関係に一定のトラブルがあるというのは、ちょくちょく有り得ることだと思いますが、性的被害に遭うというのは相当レアなケースで、なかなか多くの高校生にとって、ピンとこないものだと思います。なので、普段、啓発をしても全然、自分事ではないのでそんなに頭に残らないのではないかと思います。そういう意味では、むしろ問題が起こった時にすぐ相談できるところがある、それを学校等がちゃんと知っていて、すぐつないでもらえるという方が実際には意味があると思いますので、相談体制をしっかり整えて、それを周知することが重要だと思います。

委　員　　府として今後どう取り組んでいけばいいのかということについて三点ございます。ここで議論している問題が今後、どう繋がっていくのかということは、まさにどのようなプログラムを作って、現場に投げるかということにかかってくると思います。スマホサミットは、どちらかと言えば学校現場でその一部が活用されているということが大変重要になっている。結局はこの部会で議論したことが現場におりてこないと駄目だというのが一つ。そのためには、学校現場を動かすためには、プログラムが必要。そういう意味では、スマホサミットという取組を現場に普及・定着させるために動画やデータをDVDに盛り込んで活用しやすい形にして現場に配布しているという手法は大変効果的だと思います。

二つ目は、自画撮り被害等に関する注意喚起が学校現場で何らかの形でひとこま入れる必要があるということ。ただ、どの部分に入れ込むのかを考えた時に、この問題についてはインターネットのプラス面とマイナス面、光と影の部分、その両方をきっちりと具体的に学校現場で教えていくことが必要になってくる。例えば、生徒指導上の問題というのは、学校生活全体を通して取り組もうという問題なのですが、情報教育はあらゆる教科を通じて取り組む問題ということになるので、必ずしもイコールではない。情報教育の中で生徒指導上の問題を取り入れることは、可能だけれども必ずしも近くはないという問題なので、学校によって温度差が生じてくるというのが二つ目。

三つ目は相談体制。私は第三者的な立場の人が必要だと思います。大人でもそうですが、子供は特に性的な問題を相談しづらいと思いますので、学校や保護者には知られたくないという気持ちが働くと思いますので、第三者性の担保をきっちりと持たせた形の体制が必要だろうと思います。大人でもネット上で架空請求等のトラブルがあった場合は消費生活センターや警察など、自分の生活とあまり直結していないところに相談すると思います。現状もネットトラブルにかかる相談に対してそれらの相談機関が上手く機能しているのであれば、それらを上手く活用していけばいいのではないかと思います。最後は救えるのは、相談体制だろうと思います。

委　員　　教育・啓発した場合の子供の受け止め方というのは二面性があって、裏情報とか裏の自分をどのようにコントロールするかというところをどう考えるかというアプローチがあまりされていない。それが非常に奔放に現実の場面に現れてくるというのをどうするかというのは非常に大きな難しい問題だと思っている。一般的な教育啓発を越えた何か新しいものを考える必要がある。SNSを介した犯罪手口は日々巧妙化していると思いますので、それらの被害情報や手口を正しく迅速に知らせていく事が必要だと思います。

フィルタリングに関しては保護者に対してもそうですが、事業者への規制或いは自主規制として警告画面が出る等の何か技術的な工夫ができないものか、また、事業者の責務として法律の中に盛り込めないものかと思います。相談体制については、相談したいが隠したいという両面の心理が働くなかで、どのように相談を引出すのかという点が重要だと思います。

部会長　　色々なご意見有難うございました。まとめという訳ではございませんが、私は児童ポルノや児童買春のこういった問題、性犯罪の処罰の体系など基本的な仕組みについて、法教育の一環として高校生や中学生にも教えてもいいのではないかと思います。それから、フィルタリングの問題ですが、やはりEMAが解散したという事実はかなり大きな事件だと思います。解散によってそれぞれのユーザーが判断しないといけないということになりますので、EMAに替わるような組織が出来ることを望んでいます。それから、相談体制としては、性被害という面から言えばワンストップセンター、大阪であればサチコがありますので、そういう機関を周知していけばいいと思います。

委　員　　大阪弁護士会でも「子どもの安全相談」という名前で相談を受付けているのですが、子供からの相談はあまりなくて保護者からの相談がほとんどです。子供にとって電話をかけるという行為がかなりハードルが高いのか等という話を会内でもしています。

部会長　　有難うございました。では、本日の議論はここまでにして、皆さんから頂いたご意見を事務局と調整の上、次回までにとりまとめたいと思います。それでは、以上で本日の議事を終了します。進行を事務局にお返しします。　　　　　　　　　　　　　　閉会